

金沢森林組合だより

第6号 発行 平成25年7月

本所 〒920-1301 金沢市永安町77番地 電話 076(229)1131 Fax 076(229)1083	森本事業所 〒920-0172 金沢市河原市町口61番地 電話 076(257)2077 Fax 076(257)2344	津幡事業所 〒929-0325 河北郡津幡町字加賀爪ハ117番地3 電話 076(288)3132 Fax 076(288)3133	かほく事業所 〒929-1207 かほく市夏栗い29番地 電話 076(281)0728 Fax 076(281)1135
--	---	--	---

門村組合長のあいさつ



合併による当組合の発足から5年が経過致しました。平成24年度のが国経済は、政府の経済対策や復興需要の増加などを背景に、緩やかな回復基調ではじまり、夏以降、海外経済の減速や経済対策の終了の影響から一時的に厳しい状況となりましたが、下期後半には海外経済の回復や円安を背景として輸出や生産などが持ち直し、回復の動きが見られました。国は、平成21年12月、我が国の森林・林業を再生していく指針として、目指すべき姿を10年後の木材自給率50%以上とし、

1. 林業経営・技術の高度化

林内路網の配置、先進的な林業機械の導入、人材の育成等を一体的に計画・実施

2. 森林資源の活用

・製材工場の国産材への転換促進、

効率的な加工・流通体制の整備、地域材住宅の推進、公共建築物などへの木材利用の推進・経営的・技術的に整合のとれた木質バイオマス利用の仕組みづくり

3. 制度面での改革

森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化、

等を内容とする「森林・林業再生プラン」を策定し、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築していくこととし、さらに平成23年7月の森林法の改正により、

①森林所有者のいかに問わず、また、森林所有者が不明の場合にも必要な間伐・造林等を確保するための私権制限を強化する。

②森林計画制度を見直し、新たな「森林経営計画」の認定を受けた者に対し、法改正後における森林管理・環境保全直接支払制度、山林相続税の納税猶予等の支援を実施する、等「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化しています。

「森林経営計画」とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画で、一体的なまとまりを持った森林にお

いて、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

平成24年度からは、この「森林経営計画」の認定を受けないと国の補助が受けられないこととなり、当組合の事業を進める上でも大きな影響がありました。

当組合では、各事業所にて森林所有者の理解を得ながら事業地を取りまとめ、森林経営計画の作成に真剣に取り組みました。進捗状況の確認、情報交換及び課題の把握に努め、目標の達成のために必要な事項を検討し、早めの解決を図ってまいりました。

結果として、平成24年度におきましては事業収益が11億5400万円で、純利益が2100万円と昨年を上回る成績で、合併後5期連続の黒字決算を達成する事ができました。

今後におきましても、県・市・町と連携しながら森林経営計画の作成を進める中で、組合員の皆様の満足度を高めると共に、現場管理の効率化を図ることで、引き続き安定した健全経営が行えますよう役職員一同努力をしてまいりますので、組合員の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

5月31日平成25年度通常総代会が開催されました

平成25年度通常総代会が5月31日(金)午後2時より林業総合センター(金沢森林組合本所)にて、石川県県央農林総合事務所の高瀬所長様をはじめ多数のご来賓をお迎えし、総代200名中164名(内議決権行使書面60名)の出席を得て開催されました。

「第1号議案 平成24年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び付属明細書について」

「第2号議案 平成25年度事業計画設定の件」

「第3号議案 平成25年度貸付金の最高限度を定める件」

「第4号議案 平成25年度貸付金利率を定める件」

「第5号議案 平成25年度借入金の最高限度を定める件」

「第6号議案 平成25年度役員報酬を定める件」

「第7号議案 役員退任慰労金支給について」

「第8号議案 平成25年度余裕金預入先金融機関決定の件」

について、いずれも原案通り可決・承認を頂きました。



「森林・林業再生プラン」により森林・林業政策が全面的に見直されました！

組合員の皆様へのお願い

平成24年度から、森林経営計画を作成しないと国の補助が受けられなくなりました。金沢森林組合では、県・市・町と連携しながら森林経営計画の作成を進めて参りますので、組合員の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

今まで
 施業放棄森林が増加し、これまでの森林施業計画が形骸化

H24から
 形骸化している森林施業計画を改め、
「森林経営計画」創設
 ①適正な伐採後の造林や間伐などの森林施業が長期の視点に立って継続的に実施されること
 ②計画期間中に施業自体を行う必要がない森林であっても、森林の保護に係る取組が継続的かつ着実に行われることにより、森林の荒廃をもたらさないようにすること

今まで
 計画がなくても補助事業が受けられ、路網整備が不十分なため、伐捨間伐・搬出間伐が個々バラバラに行われ、間伐による木材収入が得ることが難しく、将来においても同じ状況が予想される。

H24から
 集約化して計画的な森林整備を行うものに限定して、
路網整備と搬出間伐を支援
 ①10t積みトラックが通行できる「林業専用道」及び林業機械等が走行する「森林作業道」など、丈夫で簡易な道に予算を重点化し、路網整備を加速化
 ②間伐については5ha以上集約化した搬出間伐のみ支援

森林経営計画の作成状況

平成25年3月31日現在

地区名	計画面積 (ha)	計画期間
金沢市 山川地区	188.89	平成24年11月1日～平成29年10月30日
金沢市東原町	129.70	平成24年10月1日～平成29年9月30日
金沢市薬師町高坂町	90.43	平成25年2月1日～平成30年1月31日
金沢市梨木町、鳴瀬元町、不動寺町	75.90	平成25年2月20日～平成30年2月19日
津幡町 河合谷1	215.36	平成24年9月1日～平成29年8月31日
津幡町 河合谷2	84.93	平成24年9月1日～平成29年8月31日
津幡町 河合谷3	135.01	平成24年9月1日～平成29年8月31日
津幡町 河合谷4	263.92	平成24年9月1日～平成29年8月31日
かほく市 余地	107.72	平成24年10月1日～平成29年9月30日
合計	1,291.86	

当組合宮野工場で木材加工ができます

お手持ちの原木をお持ち込みいただければ、ご要望に応じて製材加工いたします。

料金：1時間 13,000円

直径60cm以下、長さ5m以下の原木が対象です。

ご要望があればカンナがけもできます（別料金）。

あらかじめ、ご連絡をお願いいたします。

金沢森林組合 金沢ウッドプラザ（宮野工場）

住所：〒920-0153 金沢市宮野町リ440番地

ご注意下さい！

その1：森林の土地を取得したとき、事後の届出が必要になりました 新しい制度が平成24年4月からスタートしています（森林法）

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、
石川県森林管理課又は県央農林総合事務所の林務担当までお問い合わせください。

Q なぜ新たな届出制度ができたのですか？

A 森林の所有者が分からないと、

①行政が森林所有者に対して助言等ができない

②事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正により設けられました。

なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

Q どのような場合に届出が必要なのですか？

A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林※1の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。

面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出※2を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※2国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。

市街化区域：2,000m²その他の都市計画区域：5,000m²都市計画区域外：10,000m²

Q どのように届出を行うのですか？

A 所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

その2：森林の土地を譲渡するには、事前(30日前)の届出が必要になりました 新しい制度が平成25年10月からスタートします（石川県条例）

- ・相続による場合は必要ありません。
- ・詳細は、別添のパンフレットをご覧ください

りよっかぼく

緑化木センターをご利用ください

緑化木センターは、庭園・園芸に関する総合センターです。

組合員の皆様には、5%の割引をさせていただきます。

○販売部門：花苗・庭木（苗木から成木まで）・果樹苗・園芸用品・種・盆栽などの販売のほか、各種イベント・出張教室などを開催しております。

○リース部門：観葉植物・松盆栽・コチョウランなどをリースいたします。

オフィス・店舗・ご自宅に緑の空間を演出してみませんか？

○造園・エクステリア部門：お客様のお庭のこと、何でもご相談ください。

思い描く理想のお庭の設計・施工、年間管理作業

（剪定・雪つり・病虫害防除・施肥）等、

当店スタッフが親切・丁寧・専門的にアドバイス致します。（相談・見積無料です。）

皆様のご来店を心よりお待ちしております。（緑化推進課 田谷）

詳しくはホームページで！ <http://www.kanazawa-forest.com>

フェイスブック始めました！ <http://www.facebook.com/kanazawaforest.green>

〒920-1302 金沢市末町12字148-1 TEL：076-229-2248 FAX：076-229-2347



ひなまつりの花として日本でも古くから馴染みの深いハナモモ

次のいずれかに該当する方は各事業所へご連絡下さい

- ・相続により組合員となる方
- ・譲渡により出資持分を変更したい方
- ・山林を譲渡する等、組合員でなくなった方でまだ当組合に手続きをしていない方
- ・住所を変更された方

金沢森林組合では組合員を募集しております

組合員とは

森林組合は人々が助け合う「相互扶助」の精神のもと、森林所有者が中心となって出資し、運営、利用する組織です。そのため森林組合に出資した方を組合員と呼んでいます。

組合員の特典について

- ・様々な補助により間伐・枝打ち等の森林整備ができます。
- ・出資金に対して、配当金が支払われます。(原則として出資金に充当いただいております。)
- ・ご利用いただいた事業に対して利用配当が支払われます。(原則として出資金に充当いただいております。)
- ・庭木・花鉢等の販売をしている緑化木センターで5%の割引が受けられます。

「運動や散策気持ちいい」県森林公園の癒やし証明

石川県森林公園が県内初の森林セラピー基地に認定されました

森林浴による「癒やし」の効果が科学的に証明されたとして、津幡町の県森林公園が、NPO法人「森林セラピーソサエティ」(東京)から「森林セラピー基地」に認定されました。基地は森林浴効果が得られる場所という意味で、全国に四十八カ所あり、県内では初めての決定となりました。

県森林公園で運動や散策をしたときの「気持ち良さ」が、専門家によってお墨付きを得たこととなります。

「森林セラピー基地」に認定されたことを受け、津幡町などでつくる協議会は今後、森の楽しみ方をガイドする案内人の育成や、健康プログラムの開発を進める予定です。

癒やし効果の実証試験は昨年八月、金沢大の学生十二人が参加し、同町の市街地と同公園で行いました。



同公園で過ごしたときは副交感神経の活動が高まるなど、リラックスしていたことが分かりました。

金沢森林組合は、石川県森林公園の指定管理者となっており、今後も魅力ある公園管理に努めて参りたいと考えておりますので、多くの皆様のご来園をお待ちしております。

金沢市の「森のテラス」で暑さを吹き飛ばしませんか？

「森のテラス」は絶好のロケーションの中、手ぶらで一べキューが楽しめるということで、人気急上昇中です。

金沢城・兼六園をはじめとした金沢中心街より車でわずか30分の医王の里オートキャンプ場横にあります。

金沢市の中心からこんなに近いのに、標高500mあるため市街より3~4度は涼しい上、高原の風の中での生ビールはまた格別です。

組合員の皆様も週末(平日でも6名以上ならあらかじめ予約で利用できます)は是非ご利用ください。夏休み・お盆のご家族・ご親戚のお集まりにもオススメです。

焼き肉セット1000円(1人前)からですべて北陸産の安心肉です。

ファミリー、カップル、団体(100名まで)でも楽しめます。土曜、日曜、祭日の10:00~16:30営業

平日は6名以上の予約でOK。TEL076-229-1312

夜9:30まで可能。

詳細は<http://www.iouzen.com/>

